

掛川市告示第29号

掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年掛川市告示第126号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

掛川市長 松 井 三 郎

第3条第1項中「在宅の身体障害者で」を「者のうち」に改め、同項第1号中「障害者」の次に「又は同条第2項に規定する障害児」を加え、同号ア中「第4条に規定する身体障害者」を「第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 医師が入浴を可能と認めた者

第3条第1項に次のように加える。

(4) 入院していない者

(5) 施設等に入所していない者

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。